

大郷監第15号  
令和6年8月29日

大郷町長 田中 學 殿

大郷町監査委員 零石頭

大郷町監査委員 赤間繁幸

令和5年度財政健全化判断比率及び資金不足比率の  
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項並びに同法第22条  
第1項の規定により、審査に付された令和5年度健全化判断比率及び資金不足  
比率を審査したので、次のとおり意見を提出する。

## 1. 審査の期間

令和6年8月2日（金）1日間

## 2. 審査の方法

法令等に照らし財政指標の算出過程に誤りがないか、また算定を行う場合において公正な判断が行われているかに主眼を置き、所管課からの説明を求めて、審査を実施した。

## 3. 健全化判断比率の状況

令和5年度の健全化判断比率は、以下のとおりである。

健全化判断比率のいずれかが「早期健全化基準」以上の場合には、自主的な健全化を図るため財政健全化計画を定めなければならない。

### 健全化判断比率の状況(令和5年度)

区分	大郷町	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	赤字なし	15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	赤字なし	20.0%	30.0%
実質公債費比率	8.3%	25.0%	35.0%
将来負担比率	-	350.0%	—

標準財政規模	3,302,003千円
うち臨時財政対策債発行可能額	17,744千円

#### ① 実質赤字比率の状況

「実質赤字比率」とは、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体において標準的に収入が見込まれる経常的一般財源の規模で、大郷町は令和5年度3,302,003千円）に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要がある。

令和5年度一般会計等の実質収支は黒字であり、実質赤字は生じなかつたため、実質赤字比率は該当しなかつた。

会計名	実質収支額
一般会計	509,906千円
標準財政規模	3,302,003千円
実質赤字比率	△15.44%

## ② 連結実質赤字比率の状況

「連結実質赤字比率」とは、公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要がある。

令和5年度一般会計等の実質赤字及び公営企業会計の資金不足はいずれも生じなかつたため、連結実質赤字比率は該当しなかつた。

単位：千円

会 計 名		実質収支額
一般会計等	一 般 会 計	509,906
公営企業に 係る以外の 特 別 会 計	國 民 健 康 保 險 特 別 会 計	10,878
	介 護 保 險 特 別 会 計	30,946
	後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	801
会 計 名		資金不足・剩余额
法適用企業	水 道 事 業 会 計	288,269
法非適用 企 業	下 水 道 事 業 特 別 会 計	45,208
	農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	36,216
	戸 别 合 併 处 理 净 化 槽 特 別 会 計	14,564
	宅 地 分 讓 事 業 特 別 会 計	0
合 計		936,788
標 準 財 政 規 模		3,302,003
連 結 実 質 赤 字 比 率		△28.37%

## ③ 実質公債費比率の状況

「実質公債費比率」とは、一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率（過去3カ年の平均）であり、18.0%を超えると起債の許可が必要となり、25.0%を超えると一部の起債発行が制限される。

令和5年度の実質公債費比率は8.3%であり、前年度同率となっている。

区 分	実質公債費比率 (单年度)	実質公債費比率 (3カ年平均)
令和3年度	8.45201%	
令和4年度	8.31381%	
令和5年度	8.18393%	8.3%

#### ④ 将来負担比率の状況

「将来負担比率」とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標である。この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなる。

第三セクターの負債額については、債務保証していないので算入されない。令和5年度の将来負担比率は、充当可能財源が将来負担額を上回っているため、将来負担比率は昨年度同様、該当しなかった。

将来負担額 単位：千円

地方債の現在高	5,999,806
債務負担行為に基づく支出予定額	0
公営企業債等繰入見込額	859,888
組合等負担等見込額	353,553
退職手当負担見込額	550,304
第三セクター等の負債額等の負担見込額	0
連結実質赤字額	0
組合連結実質赤字額負担見込額	0
合 計	7,763,551

充当可能財源等 単位：千円

充当可能基金	3,952,056
充当可能特定歳入	502,305
うち都市計画税	0
基準財政需要額算入見込額	4,683,022
合 計	9,137,383

$$\begin{array}{ccccc}
 \boxed{\text{将来負担額}} & - & \boxed{\text{充当可能財源等}} & = & \boxed{\text{将来負担比率}} \\
 \boxed{7,763,551} & - & \boxed{9,137,383} & = & \boxed{-1,373,832} \\
 \\ 
 \hline
 \boxed{\text{標準財政規模}} & - & \boxed{\text{算入公債費等の額}} & = & \boxed{\text{}} \\
 \boxed{3,302,003} & - & \boxed{368,964} & = & \boxed{2,933,039}
 \end{array}$$

#### 4. 資金不足比率の状況

「資金不足比率」とは、各公営企業会計の「資金不足額」を事業の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものであり、経営健全化基準(20.0%)以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

「資金不足額」は、地方公営企業法適用企業では1年以内に支払うべきもの（流動負債）の額が1年以内に換金できるもの（流動資産）の額を超える場合、その額（不良債務）を基本に算定する。地方公営企業法非適用企業では、一般会計等の実質赤字額と同様に算定する。

「事業規模」は、営業収益（使用料・手数料等）に相当する額から受託工事収益に相当する額を引いて算定する。

令和5年度においては、資金不足が生じた公営企業会計がないため、資金不足比率は該当しなかった。

特 別 会 計 の 名 称		事業規模 (A)	資金不足額 (B)	資金不足率 (B) / (A)	経営健全化基準
法適用企業	水道事業会計	204,397千円	—	—	20.0%
	下水道事業会計	48,111千円	—	—	
	農業集落排水事業特別会計	5,505千円	—	—	
	戸別合併処理浄化槽特別会計	20,311千円	—	—	
	宅地分譲事業特別会計	142,200千円	—	—	

#### 5. 審査の結果及び意見

財政健全化判断比率における一般会計の実質赤字比率( $\triangle 15.44\%$ )、水道事業会計他7特別会計を加えた連結実質赤字比率( $\triangle 28.37\%$ )は、いずれも黒字決算を示している。実質公債費率(3カ年平均)は前年度と同率の8.3%となった。早期健全化基準を下回る結果ではあるが、引き続き適正な償還を見据えた町債発行を行い、適正水準の維持に努められたい。将来負担比率についても、充当可能財源等が将来負担額を上回っているため算出されない。

また、財政健全化法では公営企業会計に資金不足比率を設定している。水道事業会計は赤字決算となったものの、流動負債額に建設改良費等以外の法定地方債の現在高を加算した額より流動資産額が多いことにより資金不足額は発生せず、資金不足比率は算定されない。また、法非適用の宅地分譲事業及び下水道関係3特別会計においても資金不足比率は算定されない。

本町の各指標は概ね良好と言える。今後、人口減少に歯止めがかからず、高齢化が進むことで自主財源の減少が予想される。また、公共施設の長寿命化に向けた事業等が必須となることなどから財政の逼迫が懸念される。経済的かつ効率的な行財政運営を図り一層の財政健全化に努められたい。